

○第1回エイズ・性感染症に関する小委員会(平成28年12月)

・発生動向を含めた現状説明及び平成27年度厚生労働科学研究研究班からの報告。(「HIV感染症予防指針に関する研究」(松下)、「性感染症に関する特定感染症予防指針に基づく対策の推進に関する研究」(荒川))

○第2回エイズ・性感染症に関する小委員会(平成29年1月)

・課題抽出、論点整理



抽出された課題	<p>【エイズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査機会の拡大 ・早期発見・早期治療の重要性 ・ケアカスケードの検討 ・曝露前予防投与の必要性 ・エイズを発症後の感染判明が約3割 ・郵送検査の位置付け ・予後改善に伴う就労の問題 ・医療機関での積極的な検査の推進 ・一部の医療機関への患者の集中 	<p>【性感染症】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育関係者への啓発 ・早期治療の実現 ・指定届出機関の選定 ・普及啓発の重要性 ・医療従事者向けの啓発 ・薬剤耐性病原体に対する治療法の開発
---------	---	--

○第3回エイズ・性感染症に関する小委員会(平成29年2月)

・前回までの課題を踏まえ、エイズ・性感染症予防指針改正イメージを作成し、議論を実施。

○第4回エイズ・性感染症に関する小委員会(平成29年4月)

・前回までの議論を踏まえ、エイズ・性感染症予防指針改正たたき台を作成し、議論を実施。

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正(案)の方向性

我が国のエイズ動向は、個別施策層を中心に新規HIV感染者・エイズ患者が報告されており、報告数は平成20年をピークに年間約1500件前後で横ばいで推移している。近年の抗HIV療法の進歩は、感染者等の生命予後を改善した一方で、エイズを発症した状態で感染が判明した者の割合が依然として約3割と高い水準となっているなど、早期発見に向けたさらなる施策等が必要である。こうした状況を踏まえ、今般の指針改正に当たっては、以下の重点的に取り組む新たな対策を中心に、社会全体で総合的なエイズ対策を実施していく方針。

○ 保健所等・医療機関等での検査拡大

- 他の性感染症との同時検査や検査の外部委託等、検査利用機会の拡大を促進する。
- 医療機関において、HIV感染症が疑われる患者に対しての積極的なHIV検査の実施を促す。
- 近年増加している郵送検査について項目を設け、さらなる検査が必要とされた者の医療機関への結びつけを促す。

○ 効果的な一般啓発

- 早期発見・早期治療を行うことで自らにも社会にも有益であることを、国民一般に広く啓発する重要性を明記する。
- 感染者等の大半を占めるMSMについて、普及啓発が行き届いていない対象者を把握するなど、取組を強化する。

○ 国内動向の正確な把握

- エイズ発生動向調査の分析を引き続き強化するとともに、分析にあたっては地域差を考慮する。

○ 国際的なガイドラインを踏まえた指針

- 国際連合エイズ合同計画(UNAIDS)が提唱するケアカスケードの評価に資する疫学調査・研究等を継続的に実施する。

○ 大都市の拠点病院への患者集中から一般医療機関へのシフト

- 地域の感染者等の数及び医療資源の状況に応じ、エイズ治療拠点病院を中心とする包括的な診療体制を構築する。

※エイズ・性感染症に関する小委員会を4回実施、資料等は下記URLから

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei.html?tid=403928>

性感染症に関する特定感染症予防指針の改正(案)の方向性

性感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第6項に規定する性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症をいう。)は、若年層における発生の割合が高いことや梅毒報告数の増加が指摘されている。こうした状況を踏まえ、今般の指針改正に当たっては、以下の重点的に取り組む新たな対策を中心に、社会全体で総合的な性感染症対策を実施していく方針。

○ 効果的な一般啓発

- 国が都道府県等と協力して、性感染症予防の普及啓発に関して社会の理解を後押しする。
- 国は普及啓発・教育を行う者が正しい理解を深められるよう、普及啓発に利用可能な資料の開発等を支援する。
- 個人個人においてどのようなタイミングで検査が必要なのか、様々な機会を通じて若年層も含め広く国民に啓発する。

○ 現在の国内発生動向

- 全数把握疾患である梅毒については、報告数のうち多数を占める男性の増加とともに、女性の報告数と報告数全体に占める女性の報告数の割合の増加も指摘されていることを明記。
- 発生動向の多面的な把握のため、疫学研究を強化する。

○ 医療の質の向上

- 標準的な診断や治療の指針等について積極的な情報提供を行い、医療従事者に対する普及啓発を図る。

○ 検査や治療等に関する研究開発の推進

- 薬剤耐性を持つ病原体による性感染症に対する治療法等に係る研究開発を推進する。
- 海外で使用されている治療薬を国内に導入していくなど、海外との格差を是正する。

※エイズ・性感染症に関する小委員会を4回実施、資料等は下記URLから

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei.html?tid=403928>